

試合規則

第1章 試合の定義

第1条 試合は、試合者（1台のロボットに付き原則として4名でチームを組み、キャプテン・ドライバ・エレキ・メカニックを登録する。）双方が試合規則（以下「この規則」という。）に従って、定められたリング内において独自に製作したロボット（無線式手動操縦＝ラジコン型ロボット〔以下「ロボット」という。〕）を用い、審判の判定によって勝敗を決めるものとする。

第2章 リングの規格

第2条 リングは高さ（側面）13センチメートル、一辺190センチメートルの木製板の上に黒色の硬質ゴム（あるいは天然ゴム）を張り合わせた正方形とし、周囲に各辺が同一幅の場外部を設ける。

2 リング内には、不定形で高さ6センチメートル以内の小丘陵を、5個以上設置する。

3 リング内の外縁には、幅5センチメートルの区画線（白色線）をひく。

4 区画線内に高さ2.2センチメートルで、断面が半楕円形のエッジバンクを設ける。エッジバンクには黒色の硬質ゴム（あるいは天然ゴム）を使用する。ただし、スタート台からの入場部分には設けない。

第3条 リング内とは、リングの側面部分を含む190センチ四方内をいい、リング外とは場外部及びその他の場外をいう。

第4条 赤及び青コーナーの場外部分にスタート台を設置する。

2 スタート台は幅35センチ×45センチ、高さはリング表面と同じ高さとし、45センチの面をリングに接することとする。

3 スタート台の表面はリング内に使われる黒色の硬質ゴム（あるいは天然ゴム）を使用するものとする。

第3章 ロボットの規格

第5条 外形は、幅25センチメートル、奥行き35センチメートル、高さ自由の四角形の枠内に収まることとする。ただし、試合開始後ロボット本体、付属部品等が伸縮することは、反則にならないが、本体が複数個に完全分離した形状は反則とする。

2 ロボットの質量は、3,500グラム以内とする。

3 ロボットの操縦には、本競技大会実行委員会が規定するコントローラを用い、ロボット1台に付き1台とする。

4 ロボットの移動には、脚構造を用いるものとし、その主駆動に使用するモーターは本競技大会実行委員会が規定したものとするが、使用する数量に制限はないものとする。

5 ロボットには、アームの機構を備えるものとする。駆動機構を有し、機構・動力は自由とする。アーム作動面は、リング上面より20センチメートルの高さとする。

6 周波数設定用受信クリスタルは、ロボットの外部から容易に交換可能な位置にセットする。

第4章 禁止事項

第6条 故意に妨害電波等を発生させ、相手のコントロールを乱してはならない。

2 脚裏にリング上を傷つける滑り止め類及び汚す部品等を使用してはならない。

3 液体、粉末及び気体を内蔵した吹き付ける装置をセットしてはならない。また、発火装置は、これを内蔵してはならない。

4 物を飛ばす、投げる等の装置をセットしてはならない。

5 駆動機構に必要な液体、気体等を内蔵することは妨げないが、試合中にこれを補充、交換してはならない。

6 この他、相手のロボットを故意に壊す装置をセットしてはならない。

7 アーム及び脚構造において、相手機体をネットで絡めたり、覆ったりする行為を禁止とする。また、針、刃など相手機体及びリング、周囲の者に危害をおよぼすおそれのあるも

の使用も禁止とする。

第5章 試合の方法

第7条 試合は、予選トーナメント（以下「予選」という。）と本選トーナメント（以下「本選」という。）により行われ、予選は1試合1ラウンド1本勝負、本選は1試合3ラウンド3本勝負とする。

2 予選、本選とも決められたラウンド内に勝敗が決しないときは、延長戦を行う。

第8条 敗者復活戦を行うこともある。

第6章 試合時間

第9条 試合時間は、予選においては1ラウンド3分間とし、本選においては1ラウンド3分間で3ラウンド計9分間とする。延長戦は予選、本選とも3分間とし、予選は計6分間を本選は計12分間を原則とする。

第10条 審判員が何らかの判断で試合中止の宣告をし、試合再開までに要した時間は、試合時間とみなさない。

第7章 試合の開始・中止・再開及び終了

第11条 試合は、試合者双方が審判員の指示に従い、リング場外で立礼した後スタート台の上にその枠内に収まるように計測時の姿勢でロボットを置き、次項の方法で開始される。

2 審判員の開始の通告で、コントローラの操作を開始することによって試合が開始される。

第12条 試合は、試合中の審判員の中止の通告で中止し、再開の通告で再開する。

第13条 試合は、審判員の勝敗の宣告で終了する。

第8章 リング内への入場について

第14条 リング内への入場とは試合開始後スタート台から機体の最後尾が越えた時点とする。

2 試合開始後、入場前のロボットの展開は許可する。

3 リング入場後、スタート台をチームのメンバーが取り除くものとする。

第15条 試合開始後、30秒以内にリングに入場できなければ失格とする。

第16条 相手への攻撃はリングへ入場し、スタート台を撤去した後に開始できるものとする。

2 自らのロボットが入場する前に相手の攻撃を受けた場合に限り、入場するための押しや攻撃を許可する。

第9章 修理

第17条 修理とは試合によるロボットの故障及び破損箇所について、これを試合開始の状態と同等に復元することを言う。

2 試合者は、試合中止の宣告から試合再開までの時間、ラウンド間、及びラウンドと延長戦の間に修理を申請することができる。

3 修理に要する時間は申請があった時点から計測し、1試合を通じ試合者双方とも累計各5分間以内とする。

第10章 勝敗の定義

第18条 試合は、ラウンド内に相手を倒すか、リング場外部に相手機体を押し出した方に1本を与える。

2 ラウンドごとに勝敗を決定する。

3 予選においては1ラウンド内、本選においては3ラウンド内に、勝敗が決しないときは、延長戦を行い、先に1本取った者を勝ちとする。ただし、判定により勝敗を決める。あるいは、取り直しをすることもある。

4 判定により勝敗を決した場合は、その勝者に対して1本与える。

- 5 試合開始時間に遅れた者は、不戦敗とする。
- 6 戦意無しと見なされる行為（30秒間移動動作を停止）をした場合は、相手に一本を与える。

第19条 第7条の3本勝負とは、3ラウンド内に2本先取した者を勝ちとする。

第20条 判定により勝敗を決する場合は、次の各号の順で判断する。

- (1) 試合中の反則の数。
- (2) 攻撃の優位性による。
- (3) ロボットの動作等の技術力。
- (4) 当該ロボットチームの試合中の態度。
- (5) コイントス。（前1号から4号の順による判定が困難な場合）

第21条 次の各号の場合は、試合を中止し取り直しとする。

- (1) 双方のロボットが接触した状態で30秒間歩行・走行を停止した場合。ただし、審判の判断により30秒より前に命じることがある。
- (2) 双方のロボットが接触しないままリング上を30秒間停止又は歩行・走行をした場合。ただし、一方が停止状態の場合は、戦意無しと見なし歩行・走行していた方を一本とする。
- (3) 両者入場前の入場進路妨害は禁止とし、進路妨害があった場合。
- (4) 第16条第2項の攻撃により相手を倒したり場外に押し出した場合。
- (3) 双方のロボットが同時に倒れたり、場外に出た場合。

第11章 反則

第22条 試合者が第5条の各項に示す規格を満足しないロボットを作成した場合、及び第6条の各項に示す禁止事項に該当する行為を行った場合は、反則とする。

- 2 試合者が相手または、審判員の人格を無視するような言動及び当該ロボットに同様な音声発生装置を内蔵したり、文字を書き込んだりすること。
- 3 第11条第1項の規則による初期姿勢で試合を開始しない場合。
- 4 試合中にリング場内に入ること。ただし、審判員から一本の宣告、中止等の通告を受け当該ロボットをリング場内外に移動する場合を除く。
なお、リング場内に入るとは、試合者の身体の一部が完全にリング場内に入ること、及びリング場内に工具等を入れてロボットを支えることをいう。
- 5 試合中、正当な理由がなく試合の中止を要請すること。
- 6 再開時間が30秒を超えること。
- 7 審判員の試合開始の通告前にロボットの動作を開始させること。
- 8 その他、試合の公正を害すると思われる行為をすること。

第12章 罰則

第23条 前条第1項から第3項の反則を犯した試合者は負けとし、審判員は退場を命じる。

- 2 前項について審判員は、相手側に予選については1本を、本選については2本を与える。
- 3 前条第4項から第8項の反則行為を犯した場合、1回毎に反則とし2回犯したときは、審判員は相手側に1本を与える。

第24条 第22条第4項から第8項の反則は、1試合を通じて積算する。

第 1 3 章 試合中負傷又は事故が生じた場合

第 2 5 条 試合者は、試合中に負傷したり、ロボットの事故等のため試合を継続することができなくなった場合は、試合の一時中止を要請することができる。

第 2 6 条 負傷及び事故によって試合が継続できないときは、その原因が一方の故意及び過失による場合は、その原因を起こした方を負けとし、その原因が明瞭でないときは、試合不能者又は試合の中止を申出た者を負けとする。

第 2 7 条 負傷及び事故で試合を継続することの可否判断は、審判員及び大会実行委員の総合判断によるものとし、その処理に要する時間は 5 分とする。

第 2 8 条 第 2 6 条の勝者は、予選の場合 1 本勝ち、本選の場合 2 本勝ちとして記録される。また、延長戦の場合は、予選、本選とも 1 本勝ちとして記録される。ただし、これによる試合敗退者がすでに 1 本を取っていた場合は、その旨記録する。

第 1 4 章 異議申立て

第 2 9 条 審判員の判定に対し、だれも異議申立てすることはできない。

2 この規則の実施に関して疑義がある場合は、その試合終了までに当該ロボットチームのキャプテンは、大会実行委員会に対し異議の申立てすることができる。

第 1 5 章 審判旗等の規格

第 3 0 条 審判旗は、25センチメートル四方の布地で、直径1.5センチメートル、長さ3.5センチメートルの柄に取付けたものとし、赤色及び青色の2本を用意する。

第 3 1 条 ロボットの標識は、赤コーナーの待機者は赤色、青コーナーの待機者は青色として直径2センチメートルのシールをロボット本体の2カ所に貼付する。

第 1 6 章 その他

第 3 2 条 大会の規模、内容等の改訂事情がある場合には、この規則の精神を損なわない限り、これによらないことができる。

第 3 3 条 大会参加者及びその関係者は、大会の基本精神を尊重し、不適当な表現を行わないものとする。

第 3 4 条 この試合規則のほか、必要な事項については、第 1 3 回かわさきロボット競技大会実行委員会の決議によりこれを定める。